

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社イーエムシステムズ		コード	4820
提出日	2022/2/22	異動(予定)日	2022/3/18	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・定時株主総会において、亀井美和子氏を社外取締役として独立役員に指定するため。 ・定時株主総会において、監査等委員である岡本しのぶ氏を社外取締役として独立役員に指定するため。 ・独立役員である三宅侃氏が、2022年3月18日付で監査等委員である社外取締役を退任することとなったため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	宮田 武志	社外取締役	○														○		有
2	亀井 美和子	社外取締役	○														○	新任	有
3	松田 繁三	社外取締役	○														○		有
4	岡本 しのぶ	社外取締役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		東京証券取引所の定め及び当社の独立性判断基準に基づく独立役員の要件を満たしており、かつ調剤関連業界における豊富な経験と幅広い見識を有しているため。
2		東京証券取引所の定め及び当社の独立性判断基準に基づく独立役員の要件を満たしており、かつ薬剤師及び薬学部の大学教授としての専門的見地及び幅広い見識を有しているため。
3		東京証券取引所の定め及び当社の独立性判断基準に基づく独立役員の要件を満たしており、かつ弁護士としての専門的見地及び幅広い見識を有しているため。
4		東京証券取引所の定め及び当社の独立性判断基準に基づく独立役員の要件を満たしており、かつ公認会計士としての専門的見地及び幅広い見識を有しているため。
5		

4. 補足説明

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。
 当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- 次の1から3までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(二親等内の親族)
 - (1)から(4)までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)
 - 最近1年間において、2又は当社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者

(注)

- 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
- 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
- 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。